

「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」について

2020年12月25日

ひびき監査法人
公認会計士 卜部 陽士

1. 実務報告公表の経緯

現在、2014年7月の金融安定理事会（FSB）による提言に基づく金利指標改革（以下「金利指標改革」という。）がすすめられている。そうした中、ロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という。）の公表が2021年12月末をもって恒久的に停止され、LIBORを参照している契約においては参照する金利指標の置換が行われる可能性が高まっている。LIBORを参照する取引は広範に行われているため、金利指標改革により多くの取引に影響が生じる可能性がある。

特にヘッジ会計の適用については、金利指標改革の影響のみに起因し、現行の「金融商品会計基準」及び日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計基準等」という。）の定めに従い、その適用を中止又は終了し、損益を認識することは、取引の実態を適切に表さないことが考えられるため、特例的な取扱いを定める必要があると考えられる。このため、LIBORを参照する金融商品について必要と考えられるヘッジ会計に関する会計処理及び開示上の取扱いを明らかにするために、2020年9月29日に、企業会計基準委員会（ASBJ）より、実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）が公表されている。

なお、本実務対応報告公表時には、金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いため、本実務対応報告の公表から約1年後に、金利指標置換後の取扱いについて再確認することが予定されている。

2. 範囲

本実務対応報告では、金利指標改革に起因し公表が停止される見通しであるLIBORを参照する金融商品について金利指標を置き換える場合に、その契約の経済効果が金利指標置換の前後で概ね同等となることを意図した金融商品の契約上のキャッシュ・フローの基礎となる金利指標を変更する契約条件の変更のみが行われる金融商品を適用範囲とすることとされている。

また、こうした契約条件の変更と同様の経済効果をもたらす契約の切り替えに関する金融商品も適用範囲とし、本実務対応報告の公表後に新たにLIBORを参照する契約を締結する場合、その金融商品も適用範囲に含まれる。

3. 会計処理

定められたヘッジ会計に関する会計処理は、概ね、いずれの時点においても、ヘッジ会計の適用を継続することができる。または、参照する金利指標は既存のものから変更されていないとみなすことができる。

本実務指針に規定されている論点は以下のとおりである。

	置換前	置換時	置換後
ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約の切替	4.1	4.1	4.1
ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）	4.2	5.1	6.1
時価ヘッジ	4.3	4.3	4.3
包括ヘッジ	4.4		6.2
金利スワップの特例処理等	4.5		6.3

4. 金利指標置換前の会計処理

4.1. ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約の切替

本実務対応報告の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計を適用している場合、金利指標改革に起因する契約の切替が行われたときであっても、ヘッジ会計の適用を継続することができる。

なお、上述の取扱いは金利指標置換時及び金利指標置換後においても同様である。

4.2. ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）

4.2.1. ヘッジ対象となり得る予定取引の判断基準

本実務対応報告の適用範囲に含まれる金融商品がヘッジ対象である予定取引が実行されるかどうかを判断するにあたって、ヘッジ対象の金利指標が、金利指標改革の影響を受けず既存の金利指標から変更されないとみなすことができる。

4.2.2. ヘッジ有効性の評価

4.2.2.1. 事前テスト

本実務対応報告の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計を適用する場合、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照する金利指標は既存の金利指標から変更されないとの仮定を置いて事前テストを実施することができる。

4.2.2.2. 事後テスト

本実務対応報告の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計を適用する場合、事後テストにおける有効性評価の結果、ヘッジ有効性が認められなかった場合であってもヘッジ会計の適用を継続することができる。

4.3. 時価ヘッジ

本実務対応報告の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段として時価ヘッジを適用する場合、繰延ヘッジを適用する場合について定めた特例的な取扱いと同様の取扱いとすることができる。

なお、上述の取扱いは金利指標置換時及び金利指標置換後においても同様である。

4.4. 包括ヘッジ

本実務対応報告の適用範囲に含まれる金融商品を含むグループをヘッジ対象として包括ヘッジを適用する場合、個々の資産又は負債のリスクに対する反応とグループ全体のリスクに対する反応が、ほぼ同様であると認められなかった場合であっても、包括ヘッジを適用することができる。

4.5. 金利スワップの特例処理等

4.5.1. 金利スワップの特例処理

本実務対応報告の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段として金利スワップの特例処理を適用する場合、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第178項③から⑤の条件を満たしているかどうかの判断にあたって、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照する金利指標は既存の金利指標から変更されないとみなすことができる。

4.5.2. 外貨建会計処理基準等における振当処理

本実務対応報告の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段として振当処理を適用するに際し、円貨でのキャッシュ・フローが固定されているかどうかの判断にあたって、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照する金利指標は既存の金利指標から変更されないとみなすことができる。

5. 金利指標置換時の会計処理

5.1. ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）

金利指標置換前において本実務対応報告の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計を適用していた場合については、金利指標置換時において、ヘッジ会計開始時にヘッジ文書で記載したヘッジ取引日（開始日）、識別したヘッジ対象、選択したヘッジ手段等を変更したとしても、ヘッジ会計の適用を継続することができる。

6. 金利指標置換後の会計処理

6.1. ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）

金利指標置換前において本実務対応報告の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計を適用していた場合、金利指標置換時以後において、本実務対応報告第8項の取扱いを適用し、ヘッジ会計の適用を2023年3月31日以前に終了する事業年度まで継続することができる。これは、LIBORの公表停止が予定されている2021年12月末から概ね1年間を想定したものである。

なお、当該取扱いを継続している間、再度金利指標を置き換えたとしても、ヘッジ会計の適用を継続することができる。

また、金利指標改革とは関係なくヘッジ会計が中止となった場合で、本実務対応報告の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象としている場合、当該ヘッジ対象の契約の切替が行われたときであっても、契約の切替後のヘッジ対象に係る損益が認識されるまで、ヘッジ手段に係る損益

又は評価差額を繰り延べる。

2023年4月以降に事後テストを実施する場合には、原則としてヘッジ開始時を起点としてヘッジの有効性を判定するが、継続適用を条件に、金利指標置換時（再度金利指標を置き換えた場合は当該再置換時を含む。）を起点に事後テストすることもできる。

6.2. 包括ヘッジ

金利指標置換前において本実務対応報告の適用範囲に含まれる金融商品を含むグループをヘッジ対象として包括ヘッジを適用していた場合、金利指標置換時以後において、本実務対応報告第9項の取扱いを適用し、包括ヘッジの適用を2023年3月31日以前に終了する事業年度まで継続することができる。また、当該取扱いを継続している間、再度金利指標を置き換えたとしても、包括ヘッジの適用を継続することができる。

6.3. 金利スワップの特例処理等

金利スワップの特例処理及び振当処理についても原則的処理方法に関する特例的な取扱いと同様の特例的な取扱いをすることができる。

7. 注記事項

本実務対応報告を適用することを選択した場合には、次の内容を注記する必要がある。

- (1) ヘッジ会計の方法（繰延ヘッジか、時価ヘッジか）並びに金利スワップの特例処理及び振当処理を採用している場合にはその旨
- (2) ヘッジ手段である金融商品の種類
- (3) ヘッジ対象である金融商品の種類
- (4) ヘッジ取引の種類（相場変動を相殺するものか、キャッシュ・フローを固定するものか）

また、一部のヘッジ関係にのみ適用する場合には、その理由を注記する。

なお、連結財務諸表において上述の内容を注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないこととされている。

8. 適用時期等

公表日以後適用することができる。また、本実務対応報告を適用するにあたっては、ヘッジ関係ごとにその適用を選択することができる。

以上